平成２２年（フ）第１２０９号
神戸市兵庫区菊水町10丁目39番地の23夢野団地４―108号
債務者　上原　初一
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２２０号
神戸市北区君影町３丁目１番39―303号
債務者　進藤　明希
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２２２号
神戸市垂水区下畑町2053番地の２
債務者　張　　智東
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２３１号
神戸市中央区下山手通６丁目４番６―407号、従前の住所福岡市東区馬出１丁目16番１―1006号
債務者　山﨑　幸代
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１６号
青森県八戸市柏崎２丁目６番27号、前住所青森県八戸市柏崎２丁目２番12号
債務者　三浦　みつ
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
宮城県登米市米山町西野字新町39番地１
債務者　中舘真由美
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで　仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第１７９号
島根県雲南市大東町飯田86番地６
債務者　武田　里歌
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで　松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８４号
島根県八束郡東出雲町錦新町２丁目４番２号
債務者　松本　幸江
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで　松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９７号
青森県東津軽郡外ヶ浜町字三厩算用師85番地７
債務者　杣谷美智子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７３号
青森市茶屋町17番７号
債務者　梅村眞理子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６５号
広島県福山市神辺町字徳田692番地８、旧住所広島県福山市神辺町字上御領1220番地１
債務者　東　　俊吉
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第５２８号
熊本市月出１丁目２番92号
債務者　田中　龍子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５４９号
熊本市山室５丁目５番12―102号
債務者　中村　　孝
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６４７号
熊本県上益城郡甲佐町大字西寒野1289番地１の２
債務者　小島　友博
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６６３号
熊本市四方寄町132番地84
債務者　岩重　公俊
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７６９号
熊本市城南町今吉野533番地２
債務者　坂田美智子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８０５号
熊本市国府本町６番40号
債務者　石井　悦子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部